

本校生徒のルール意識

- I 校則一懲戒一についての調査
- II 中学生徒会・高校自治会についての調査
- III 生徒集会についての調査
- IV 昼休みの外出についての調査
- V いわゆる“ヤメロ節”の問題点についての調査
- VI 部活動と学習に関する調査

附属資料

資料1 アンケート

資料2 アンケート集計結果

筑波大学附属駒場中・高等学校

沢登 岩尾・久保木 清・深瀬 幹雄・神藤邦芳

笠原 順路・辻 弘・入江 友生

このアンケートは、本校生徒の学校生活における校則等についての意識及び実態を調査したものです。

I 校則 懲戒 についての調査

(1) 校則についての調査

1. あなたは、校則を読んだことがありますか。

(1) 読んだ (2) 読まない

① 全校生徒の74%の者が、全部、または一部読んでいる。

② 読んでいない者が、全校生徒の24%を占めている。4人のうち、1人弱が読んでいないことは考えさせられる。

③ 読んでいない頻度の高い学年は、高2の30%、これについて高3が25%を占め、高1は18%と平均より低い。

④ 高1は、筑波大学へ移管後間もない入学者という点も、読んだ者が80%と高い頻度の理由と思われる。

2. あなたが、校則を読んだ動機は次のうちどれですか。

(1) 生徒として学校を理解するため

(2) ある特定のことがらを知るため

(3) その他

① 校則を読んだ動機は、特定のことがらを知るため、全校生徒の33%、学校を理解するためと答えた者が全校生徒の29%、その他は13%の順序である。

② この三者の順序についての学年差を見ると、

高1は、学校理解のためが38%と頻度が高く、つぎが特定事項の35%、その他13%

高2は、特定事項が29%で、学校理解は24%、その他が14%の順序

高3は、特定事項が37%と頻度が高く、学校理解が24%、その他が18%の順序

③ 高3の特定の事項の37%は注目された。高1の学校理解は当然期待されるところである。

3. あなたの、ある特定のことがらを知るためとは、次のうちどれですか。

(1) 入学に関する事項 (2) 修業年限及び在学年限 (3) 休学、転学及び退学

(4) 懲戒 (5) その他

① 特定のことがらの内容のうち、その他の12%、懲戒の11%、修業年限、在学年限と

休学，転学，退学は同じ頻度の 8%である。

- ② この頻度の傾向は，学年差は顕著でない。
- ③ 懲戒と答えた 11%，修業年限及び在学年限と答えた 8%の計 19%は，懲戒についての関心度の強い者と思う。
- ④ 全校生徒の約 2 割弱の者が，懲戒に関心を持ち，校則を読んでいると思う。

(2) 懲戒についての調査

4. 下記の校則第 29 条（懲戒），校則第 9 条（修業年限），第 10 条（在学年限）を読んで，次の間に答えなさい。

第 29 条の 4「停学の期間は，第 10 条の在学年限に算入し，第 9 条の修業年限に算入しない。」という規定の意味が理解できますか。

- (1) 理解できない (2) 少し理解できる (3) よく理解できる

- ① 全校生徒の調査では，よく理解できると答えた者 42%，少し理解できると答えた者が 37%で合計 79%がまあ理解できるとしている。
- ② 全校生徒の 19%と全校の 2 割弱の者が校則の一部ではあるが，規定の意味が理解できないというのは，校則の規定の内容が難解すぎるように思われる。
- ③ 理解できない者の学年差は，高 1 の 16%，高 3 の 15%に対して，高 2 の 25%と頻度が高い。

5. 校則第 29 条についての本校の教育的措置について

第 29 条の「停学」について，校則を適用しない，教育的見地から登校停止処分何日として措置している。この教育的措置は，当分の間であってどこまでも臨時のものである。

では，校則に基づいて，懲戒として第 29 条を適用した場合，ただ一日の登校停止処分でも修業年限に算入されないため卒業が一年延長される結果となる。

このような事態を防ぐための緊急措置を，学校自体がとっているのである。

以上を踏まえて，あなたは校則第 29 条の「4」について次のうちどれを選びますか。

- (1) あまりにも罰が過重で，現実に適用できないから削除すべきである。
- (2) 罪を犯したのだから当然現行の校則を適用すべきである。
- (3) 削除とか，現実に適用すべきとか，いづれにしても生徒の関与すべきことでない。
- (4) その他
 - ① 全校調査では，削除すべきであるというのが 81%を占めている。この 81%という頻度は，学年差が殆んどなく，高 1，2，3 はいづれも 81%である。
 - ② 現行の校則を適用すべきであると答えた者は，全校では 6%で，少数意見ではあるが，

高1の4%、高2の5%に対して、高3の生徒が9%と頻度が高いのは特徴的である。

- ③ 生徒の関与すべきことでないと答えた者が、全校では5%であるが、高1のみ9%と高い頻度を占めているのも理解できないことはない。

校則・懲戒についての調査のまとめ

1. 校則について、正しく理解する方法を学校としてとるべきである。

校則を読んだことがない生徒が24%、校則の内容が難解ではあるが………理解できない生徒が現実には20%もあるとなると学校の基本的規範としての校則について意味がうすれてくる。なお4%の少数ではあるが、学校に校則はまかせておけばよいとの考え方は、とりようによっては無関心ともとれる一面があるも、そのみではなく、主体性の強い生徒ともとれる。

校則は、自分たちの学校生活に秩序を与え、平和にして、文化的国家を将来形成して行くよりよい生徒の育成のための文化財であるから大いに生徒に関心をもたせ、よりよい校則たらしめるような教師の学校生活における日常の努力が必要とされる。

2. 今回は、本校の校則について、法社会学的考察を試みるための予備調査の段階である。調査の目的とするのは、校則の第29条に関する意識である。

校則第29条の問題は本校のみでなく、筑波大学の附属高校全体の共通の問題である。ちなみに例示すると、駒場高校（校則第29条の4項）、附属高校（校則第29条4項）、坂戸高校（校則第29条4項）、盲学校（校則第31条4項）、聾学校（校則第31条4項）、聾学校高等部専攻科歯科技工科規定（第25条4項）、桐が丘養護学校（校則第30条4項）に規定され、停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しないとの内容は各附属高共通である。

第29条4項については、53年10月大学の学校教育部運営委員会で削除を申し合せ、校長会の審議の上副学長会の検討を受け運営委員会で、「自宅禁慎を含め、教育的配慮をし、4項の扱いでなく指導上の問題として扱う」ことが了解事項となっている。勿論運営委員会では4項の削除を大学に申し入れ、本校でも削除に努力している。にもかかわらず現実には、削除されていない。

第29条問題は、適用される可能性のある生徒の問題である。学校側としては、法的正義の問題であり、罪に対する罰の過重が問題とされる。

生徒は筑波移管前の52年11月、校長宛に自治会の名で「学則及び生徒に関する規定の変更、自治会活動への影響、あるいは生徒の政治的活動等諸活動への対処の変更等が筑波移管によって

起こりうるか」との質問状が出されている。学校としては、53年2月に「校則の内容には本質的な変更はない」といった趣旨の回答をしている。事実学校としても校則は筑波大学に移管されても校名の変更位に考えていた、教官会議でも校則案について2～3回やりとりがあって最後に各附属共通の形式的事項は一任するといった程度の扱いであったと記憶している。まさか29条の4項の「停学の期間は第10条の在学年限に算入し、第9条の修業年限に算入しない」実質的改訂など考えられなかった。

生徒にとっては、1日の停学は、卒業が1日延期され、その年度の卒業見込がないので、大学受験は不可能となり、留年となる。どうみても校則の実質的変更である、従前は、このような不祥事件があった場合は、単なる禁慎処分ですべて卒業には影響は殆んどなかった。

そこで、生徒自治会は54年1月校則第29条についての質問状を出している。

学校側では、昭和53年12月22日の学校教育部運営委員会で、今後「4項を削除する方向で努力する」と申し合せた附属の運営委員会の申し合せを生徒に答えている。さらに生徒自治会は、54年10月13日学校側への第3回目の質問状を出している。

懲戒についてのアンケートでは、全校生徒の約20%が第29条4項の意味が理解できないとし、また、校則のアンケートの3でも、第29条の4項に強い関心を示すものが本校生徒の約2割を占め(②修業年限及び在学年限の0.08と④懲戒0.11との和)、特に第29条の4項を削除すべきという生徒は80%以上の頻度を占めている。

校則——懲戒——については、意識が高いことは事実であるが時間の関係上他の筑波大学の附属高校との比較調査とその検討もできなく、本校生徒のみの調査の結果である。

生徒の登校停止は、「教育を受ける権利」という憲法第26条の学習権の侵害である以上、校長が行なう生徒の停学処分の行為は明白なる根拠が法の支配の立場からも要求されるわけである。

生徒の不祥事件はないにこしたことはないが、現実には、おこり得ることである。この場合校則でなく、教育的配慮をし、校則を適用しなく……いや適用できない……教育的配慮として学習権を奪う(停学)には問題がありはしないか。さりとて、校則第29条の適用は、あまりにも罰が過重である、ここに矛盾があり問題である。つまり校則第29条は、悪法か、……悪法であったら一日も早く改訂すべきである。

悪法といえども、また、法なりで、法定安定のために現実に存在する法は、適用することになるのであるから臨時的の教育的措置も限界がある。一日も早く悪法なら改訂すべきであると思う、そうでなければ、学校と生徒との信頼関係にひびがはいる、教育上好影響は期待されない。

この調査後、大学当局の賢明なる配慮によって、昭和54年12月20日の日付で学長宮島竜興の名において、「規則等の制定について」の通知として、前記の筑波大学附属の高校7校共通

の校則内容「停学の期間は、在学年限（6年を超えない）に算入し、修業年限（3年）に算入しない」を削る、として校則の一部改正を定めた。

この結果、本校の校則第29条第4項の削除がここに決定された。

ちなみに、校則第29条第4項に対する生徒自治会の取り組みについて、生徒自治会報に報道された内容を紹介すると次のようである。

校則29条について

筑波移管前のおとし11月、教駒高校長宛てに、自治会の名で（代議員会の承認を得て）筑波移管に関連して、質問状が出された。そのうち本問題に関係のある部分を要約すると、「学則及び生徒に関する規則の変更、自治会活動への影響、或いは生徒の政治的活動等諸活動への対処の変更等が、筑波移管によって起こりうるか。」となる。これに対して昨年2月回答があり、「校則の内容に本質的な変更はない。」と、又他のことについても好意的に述べられていた。ところが新校則には運用時の検討まで気がつかれなかった「本質的な変更」とみられる部分があってそれが29条4項だった。「停学の期間は第10条の在学年限に算入し、第9条の修学年限に算入しない。」今迄単なる禁慎処分であったものが、この項によって、1日の停学で卒業が1日延びて大学進学等が不可能になり実質的には卒業が1年遅れるも同じになるという様に意味合いが全く変わってしまった。本年1月自治会の出した質問状への回答によれば、「学校側は教育的配慮が欠如しているとの判断から昨年10月大学の学校教育部運営委へ提案し、校長会の検討の上副学長会の検討を受け運営委で『自宅禁慎も含め、教育的配慮をし、4項の扱いではなく指導上の問題として扱う』ことが了解事項とされ、又今後『削除する方向で努力する』ことが申し合わされ、これを受けて学校も『了解事項』で対処し、更に4項の削除を強く要望する所存です。」ということだった。本役員会は「この『了解事項』によって徴戒処分については筑波移管前と同様の対処がなされることになるのでしょうか。」という主旨の確認をし、「その通りである。」との回答を得ました。これによって一応の区切りがついたと考えられますが、これで終わりではなく、これからも「教育的な配慮に欠けると考えられる」条項を削除する方向へ働きかけるとともに、学校と常にコンタクトを持ち、又信頼関係を維持して行くことが必要だと思ふ。

Ⅱ 中学生徒会についての調査（アンケート項目6～21）

A 生徒会々則について（6～10）

会則の全文を読んでいる生徒と、必要に応じて一部を読んでいる生徒との合計が78%になっている。これは、かなりの生徒が会則そのものに関心を払っていることを示していると考えられよう。そして、会則の改正はとくに必要とは認めていないようである。なお、ほとんど読んでいないか、あるいは全く読んだことがない理由の点で、この問いに77%が無記入であるのは、その生徒たち（約20%）が単に無関心であるに過ぎないことを示している。

生徒会の基盤としてのホームルームの現状について、改善の余地ありとしているものが59%を占めている点は、さまざまな問題を含んでいるものと考えてよいだろう。さらに、個人の意見を生徒会活動に活かしていくための手順を知らない生徒が、64%もいるということは、生徒会自体の在り方かなりの問題点があり、今後の検討の必要を示していると言っている。

B 本校の現在の生徒会について（11～14）

生徒会に対して、とくに関心がないか全く関心のない生徒が、73%を占めている。その理由としては約70%の生徒が、生徒会の活動ないしはそこで扱われる問題に関心がうすいことを挙げているが、その一方で実に88%の生徒が、生徒会そのものの存在の必要は認めているのがおもしろい。これは、生徒会とは何なのかという基本的な課題に、生徒自身が更めて取り組む必要性和、もうひとつは現在の生徒会の在り方自体に検討を加える必要性和を提起していると言っているだろう。

なお、生徒会の存在をとくに認めないか全く認めない生徒（12%）が、その理由のところでも86%無記入となっているのは、Aの場合同様単なる無関心を示していると考えられる。

C 本校の現在の生徒会の活動状況について（15～21）

活動状況については、あまり活発でないとするものと、活発でないとするものが75%を占めていて、なかなか手厳しい。そして、今後の活動をより活発にすべきであるという生徒が60%を占めるのも、なるほどとうなづける。ところが、個人として活動に参加しているかという問いには、50%の生徒が参加していないと言い、さらに生徒会の活動内容についてあまり知らないものと全く知らないものが79%に達しているとなると、これはどういうことなのだろうと考えさせられる。検討の必要があるだろう。

活動にホームルームの意志が反映されていないとするものが57%にのぼるのは、Aの場合と併せて、大いに再考の余地があると言える。

各種委員会があまり活動していないか全く活動していないとするものが59%であるのも、気

になる結果であろう。

※

※

※

以上を要するに、生徒会とは何か、生徒会はどうあるべきかという根本的な命題に、もういちど改めて照明を当てることが必要であるということになりそうである。

つまり“総論”として、生徒会の必要を認めながらも“各論”として個人の参加の問題になると当の個人が参加しないという“理念先行”の“都会型”の Attitude が出ているとも言える。

高校生生徒自治会についての調査（アンケート項目 6～21）

A 生徒自治会々則について（6～10）

会則の全文を読んでいる生徒と、必要に応じて一部を読んでいる生徒との合計が 65% というのは、高校生としてはもう一歩という感じである。その反対、つまり読まないものが約 33% もいるのは考えさせられる。会則の改正はとくに必要とは認めていないようだが、無記入 34% はどういうものだろうか。なお、ほとんど読んでいないか、あるいは全く読んでない理由のところ、66% が無記入であるのは、単なる無関心を示していると解していいだろう。

自治会の基盤としてのホームルームの現状について、改善の余地ありとしているものが 79% にも達している点については、大いに考える必要がある。ところで、個人の意見を自治会活動に生かしていくための手順を知らない生徒が約半数（49%）を占めるのは、高校生として反省の余地があり、同時に自治会の在り方にも検討の要ありと言えるだろう。

B 本校の現在の生徒自治会について（11～14）

生徒自治会に対して、とくに関心がないか全く関心のない生徒が 66% を占めている。その理由として約 60% の生徒が、生徒自治会の活動ないしはそこで扱われる問題に関心がうすいことを挙げているが、その一方では実に 88% の生徒が、自治会そのものの存在の必要は認めている。これは、生徒自治会とは何なのかという基本的課題の再考と、生徒各自の自治会とのかかわり合いの問題、さらには現在の自治会の在り方に検討を加えることの必要性を提起していると思えていいだろう。

ここにおいても、中学と同様に一般論としては自治会の必要は認めながらも具体論としては、無関心を表明するという理念先行の Attitude が目立つ。

なお、自治会の存在をとくに認めないか全く認めない生徒（8%）が、その理由のところ、90% 無記入となっているのは、A の場合同様に単なる無関心を示していると考えられる。

C 本校の現在の生徒自治会の活動状況について(15~21)

活動状況については、あまり活発でないとするものと、活発でないとするものが80%を占めていて、なかなか手厳しい。そして、今後の活動をより活発にすべきであるという生徒が59%を占めるのもうなづけるところである。しかし、個人として活動に参加しているかとの問いには、57%の生徒が参加していないと言い、さらに自治会の活動内容についてあまり知らないものと全く知らないものが76%に達しているのを見ると、これは考えさせられる問題を含んでいると言わざるを得ないだろう。

活動にホームルームの意志が反映されていないとするものが72%にのぼるのは、Aの場合と併せて、じゅうぶんに検討すべき問題である。

各種委員会があまり活動していないか全く活動していないとするものが63%であるのも芳しくない結果であると言えよう。

※ ※ ※

以上を要するに、生徒自治会とは何か、生徒自治会はいかにあるべきかという根本的な命題に、更めて迫ってみることが必要であるということになりそうである。

Ⅲ 生徒集会についての調査

22. 「本校は原則として週に一度全校集会が行なわれていますが、その状態についてあなたはどのように思っていますか。」

中・高とうして、「良い」「非常に良い」と答えた者は、合計してそれぞれ中学が8%、高校が6%であった。これに反して、「悪い状態で行われている」と答えた者は中学51%、高校46%と約半数の者が現在の本校の集会が良くない状態であることを認めている。

23. 「22の(4)又は(5)と答えた人は、集会のどのような面が悪いと思いますか。特に1つを選んで下さい。」

中・高ともに「生徒の聞く態度が悪い」と答えたものがそれぞれ55%、47%に昇って居り、その他の項目を選んだ者はごく少ない。

このことは、一応事態を客観的に把握していると考えてよいと思う。

24. 「『生徒の聞く態度が悪い』という事がよく言われていますが、何故そのようになっていると思いますか。」

これについては「集会が生徒によって自主的に運営されなければならないという原則を忘れ

ているから」と答えた者が中学86%、高校73%となっており、「教官が厳しく集会の指導しないから」と答えた者は、中・高ともにそれぞれわずか5%である。

このことについては、確かにその通りであろうが「集会が生徒によって自主的に運営されるため」の手段・方法・心構えを生徒に良く教育しなければならないし、生徒の回答を文字通りに受けとめることは出来ないのではないかとと思われる。

要は、自主性に対する生徒の強い希望がここに表明されているのであって、教官としては、その自主性を尊重しつつ、指導を加えることを忘れてはならないと思われる。

25. 「24の(1)と答えた人は、『本校の集会は生徒によって自主的に運営されるべきである』という原則に照らしてどう思いますか。」

24で(1)と答えた者が5%しか居ないので、どの程度の判断を下したら良いのか難しい所である。その中でも「この原則は正しいが教官の指導が必要なこともある」というのが中学13%、高校7%で一番多い回答となっている。やはり生徒としては、「集会が生徒によって自主的に運営されるべきである」という原則を捨てたくないであろう。

26. 「24の(2)と答えた人は、集会の状態をよくするという事についてどのような見通しを持っていますか。」

「集会が生徒によって自主的に運営されるべきであるという原則を生徒自身が認識すれば良くなる」と答えた者と、「集会の状態が悪くても生徒の自主的運営という原則を廃止すべきではない」という原則支持論が中学で63%、高校で54%となって、教官の指導の必要を認めたと(中学で22%、高校で17%)よりもかなり上まわっている。

本校の集会は客観的に見て、決して良好な状態にあるとは言えないが、生徒の意識は集会の状態が悪いことは認めつつも、教官の指導をあまり望んでいない。

ここに、生徒の自主性尊重と教官の指導という非常に難しい問題が存在していることが判る。

IV 昼休みの外出についての調査

調査の目的

本校は教官の合意による指導で、昼休み以外の校外外出は認められていない。しかし現状ではこのきまりはあまり守られておらず、教官側も黙認しているのが実情である。ただし中学1、2年は担任教官が一体となってこのきまりを生徒に守らせるよう指導しているが、上級生が勝手に外出していることに矛盾を感じず生徒がではじめている。本研究では、建前えとしてのきまりと本音とし

てのきまりについて、生徒がどう受けとめているかを調査し、できればきまりが名目だけのものにならないようにするにはどうすればよいかを考察する。

結果の概観

問27. 「現在あなたが弁当を家から持参するのは、どのくらいの割合ですか。」

学年が進むにつれて割合は減るものの、中学生では95%、高校生でも約8割の生徒が弁当を持参している。

問28. 「あなたが一日の授業の始めから終わりまでの間(原則として8:30～15:00)に校外に行くのはどのくらいの割合ですか。」

中学生は、(4)「ほとんど行かない」と(5)「絶対に行かない」だけで78%を占めているが、高校生は、(1)「ほとんど毎日行く」と(2)「3～4日に1回程度行く」が48%を占めている。

問29. 「パン・牛乳などの自動販売機が校内に必要だと思いますか。」中・高とも9割前後の生徒があった方がよいと考えている。

問30. 「自動販売機が設置されることで昼休みの外出ができなくなるとしたら、あなたは自動販売機の設置に賛成ですか。(放課後は除く)」

中学生は(1)「積極的に賛成」と(2)「どちらかという賛成」を合わせて54%を占めている。しかし高校生で(1)、(2)を選んだものは、わずか20%にすぎない。高校生の70%は(3)「どちらかという反対」と(4)「絶対に反対」を選んでいる。さらにおどろくべきは高校生の42%にあたる生徒が(4)「絶対に反対」と答えていることである。

問31. 「自動販売機が設置されることで昼休みの外出が禁止された場合、あなたはどの程度守ると思いますか。」

(1)「積極的に守る」と(2)「やむを得ず守る」と答えたものは、中学生では74%、高校生では51%である。逆に(3)「守らない」と答えたものは、中学生では8%、高校生では28%に達している。

結 論

数字から判ることは中学生は規則を守ると答えた者が多く、守らないと答えた者はごくわずかである。これと比較して、高校生では規則を守ると答えた者が減り、守らないと答えた者が増えている。このことは、中学生は受容性が高いのに対して、高校生は自我がより強くなっていると言えるだろう。

この点からも、中学生に対する指導の仕方と高校生に対する指導の仕方には、それぞれに応じた工夫が必要とされよう。

この調査後、保護者の一部から学年保護者会の折に、また、PTAの厚生を担当する保護者の委員から「校内に自動販売機を設置して、牛乳等を生徒に自由に飲めるようにして欲しい」との熱心な要望があった。学校としても生徒部が中心になって検討した結果、外出との関係もあったが次のような結論となった。

学校としては、現在校舎内に冷水機とお昼のとき湯・茶の供給の設備がある。これで十二分とは云えないが、教育上支障がないとしてこの要望に答えた。

というのも、校舎内外に空缶、空瓶等が散乱し、指導しても後を絶たない現状であり、これに自動販売機を設置しても、この状態は悪くこそなれ改善されないと判断した。また、牛乳等の飲食物については、これを校内に自動販売機で供給することは予見し得ない衛生上の問題を引起すこともあり得るとして、この教育上、衛生上の見地から自動販売機を学校内に設置しないことにした。同時に生徒には弁当の持参、必要ある者は牛乳等の学校への持参を根気よく指導する指導方針を教官全員で確認した。

V いわゆる“ヤメロ節”の問題点についての調査

本校では、かなり以前より、いわゆる“ヤメロ節”という名のついた歌が生徒によって歌われて来た。その歴史はつまびらかではないが、20年位前から遠足のバスの中などで歌われていたという説もある。これは時によってはユーモアのこめられたものであったということであるが、ここ数年間に内容がかなり“どきつい”ものになったと言われて居り、単なる“ヤメロ節”に終らずして、ある時は“死んぢまえ節”というものとなり、教師の名前をいちいち挙げて、その教師は死んぢまえというような歌い方がされたことがあった。

これは主に音楽祭終了後のステージで歌われたのであるが、昨年は音楽祭で歌われずに、文化祭のいわゆる“お祭り広場”で歌われた。

それがどのようなものであるかを理解していただくために、昨年文化祭でうたわれたものの中で使われている、用語文例を出してみると、「やくざ」、「ヒステリー」、「はくち」、「ホモ」、「ろどん」、「おかま」云々という用語を使って、先生方個人個人を述べているわけである。使われている文例の中には、「脳卒中で死んぢまえ」「いつまでたっても平教師」「精神病院にいつかまゑ」のように、教師個人の人格を著しく傷つけうるものが入っている。

本校の生徒指導としては一貫して、音楽祭における場合も、文化祭における場合も、その他の場合においてもこれを強く禁止して来た。しかし禁止して来ているにもかかわらず、教官の制止を押し

し切って、それが歌われて来たことに対して、生徒部としては、何故そのような現象が起こっているのかを、“ルール意識”との関連で、生徒の心理を探ろうとしたわけである。

このようなことは、見方によっては、学校の恥をさらすことになるかも知れないが、現実に生徒指導のうえで悩む問題を提起してこそ、現場の研究にふさわしいと考えたからである。

集約されたアンケートを見て、まず感ずることは、このような現象が本校において起っているにもかかわらず、生徒の多数の意識は、かなり“健全である”ということである。

例えば、ヤメロ節の本質についてどう考えるかということについて「学校ならびに教官に対する生徒側の真剣な批判である」と回答したものは、中学4%、高校6%にしか過ぎない。中、高それぞれ約半数の者が、“批判も含んではいるが、なかは茶化している面がある”と答えて、中・高それぞれ、1/4以上の者が、全くの茶化しであると回答している。かつ、「茶化し」と考えている者の率は、中学よりも高校の方が多くなっている。これを総じてみると全体の約3/4が、「全くの茶化し」又は「茶化している面がある」と答えていることになるので、学校としては“ヤメロ節”の存在そのものには、あまり神経質にならなくて良いのではないかと思う。

この第一の質問とほぼ同じことを、少し角度を変えて聞いたのが第33問である。ここでは「ヤメロ節が何年も続いている理由は何か」ということを問うている。この中で、「批判を受ける面が本校の教師の中に充分あるから」と答えたものは、中・高それぞれ2割弱・3割弱であるのに対して、「本校の教育に対する批判とは別のものである」と答えたものは、中・高それぞれ6割にのぼっている。これを良く考えて見ると、2～3割の生徒が、本校の教育に、それなりの強い批判を持っていると見ることも出来なくはないので、教師としても、充分、心する必要があると思う。しかし約6割の生徒が「ヤメロ節は本校の教育に対する批判とは別のものである」と言っているので、不必要に教官側において自信を失う必要はなく充分、自信をもって、生徒の批判にたえられる教育を為すことが必要ではないかと思われる。

では、学校への批判という理由以外に、どのような理由でヤメロ節が続いているかという点、回答はかなり多岐にわたり、①ルールを破ることに対する快感(中・14%、高12%)、②受験体制への不満(中・18%、高22%)、③学校教育の中でエネルギーが燃え切らない(中・18%、高18%)、④連帯感の確認(中・7%、高10%)となっている。

この数字をもし正直に受けとるとすると、①や④は、生徒自身に起因することと言えるが、②と③は、社会や学校が、どの程度、青少年の悩みに答え、彼らの成長を助ける体制をととのえているのかという問題につき当るのではないかと思われる。受験体制にしても、学校でエネルギーが燃え切らないということについても、大人の側が配慮すべき部分が大きいように思われる。

次に、もし「ヤメロ節が歌われたら、どのように感ずるか」ということについては、「学校への

批判が出来て良かったと思う」と答えたものは、中・高それぞれ6%と9%しかなく、6割以上が良くないことをしたという観点からの答えをしている。中でも、「教官の人格を傷つけたとしたら大変申し訳ないと思う」と答えたものが、中・23%、高・29%と、人格の尊厳に対する関心が、学年が上って行くにつれて上って行くのに、「父兄や第三者のいる前で学校の恥をさらしたと思う」という、外聞に対する関心は、中・23%、高・13%で、学年が上がるにつれて下っており、青少年の心理的成長の段階で“外界（外聞）”に対する関心よりも、“内面”に対する関心が、深まってくることを知らされて興味深い。

最後に、(36)ヤメロ節とルール意識との関連について問うわけであるが、ルール違反と答えたもの、中・34%、高・29%、ルール違反でないと答えたもの、中・15%、高・19%であって、中学生が割合、“正義漢”的な物の見方をするのに対して、高校生は、比較的、ルールとの関連を離れて見ているように思われる。このことは(3)いわゆる“ヤメロ節”は、教官と生徒との信頼関係が深まるにつれて、自然にその問題性を失うと思う」というように、ヤメロ節の問題は、単なるルール違反といったような観点から見ていないものは、中・26%、高・36%でもって、学年が上がるにつれて、物の見方がより多面的になっていることを思わせる。(2)と(3)とを合わせると、中・41%、高・55%となる。この数字は、ヤメロ節の問題が、単なるルールの遵守という観点だけからでは、充分その指導に効果を発揮出来ないのではないかということをおぼせる。

生徒に記述されたコメントの中には、生徒と教官との信頼関係は、いつまでたっても生れることあり得ないというものがあつたが、教官といえども完璧な人間ではあり得ないし、まして、いかなる学校の教育といえども完全さを誇れるものは殆どないであろう。

要するに、“ヤメロ節”というものに対する教官としての対応の仕方は、一方において、生徒の人格的成長をうながし、他人の人格の尊厳に対する意識を高めさせ、他方において、生徒のエネルギーが健全な形で消耗されるように、はからうことではないかと思われる。その過程で、生徒の側において、良識を逸脱するような言動がある場合には厳しく指導すべきであるが、他方また、青少年の心の発達を、細心の注意をもって眺めてやる必要があるのではないかと思う。

VI 部活動（いわゆるクラブ活動といっているもの）と学習に関する調査

37. あなたは部活動をしていますか。

いわゆる部活動への参加の割合を問うものである。中学での参加率が高校でのそれよりも高いことが判るし、高校では「(4)全くしていない」というのが39%にも達することは大きな問題を含んでいよう。

38. 上で(1)または(2)と答えた人に

あなたは何故クラブ活動をしているのですか。

「自主的に学校生活を充実させることが出来るから」と答えた者が、中学・50%、高校・28%で一番多くなっている。これに対して「すぐれたコーチ・顧問の指導を受けたいから」と答えた者は、中学・18%、高校・9%と少なく、クラブ活動のより深い目的が、技術の錬磨よりも学校生活の充実という精神的なものにあることを感じさせる。

39. 37で(3)または(4)と答えた人に

あなたは、何故クラブ活動に(熱心に)参加しないのですか。

中学においては、(3)または(4)と答えた者が、13%しか居ないし、かつ回答が分散しているので、特定の傾向がつかめない。

高校では、(3)または(4)と答えた者が50%いる。高校生の回答では(4)「クラブ活動にあまり関心を持っていないし、クラブ内の人間関係がわずらわしい」(11%)、「大学受験のことを考えるとクラブ活動をする余裕がない」(10%)と言った所で、その他が21%にもなる。このことについては、もっとくわしい調査が必要となろう。

40. 仮にあるクラブで、チームまたはグループを作り、ある活動をするとして。所で、その中の一部の人が放課後、予備校や塾へ行くために、その活動に支障が生ずることがあると聞きます。あなたはこのような場合、どちらの側に立つ可能性がありますか。」

「(3)その場になって見ないと判らない」と答えた者が中学で53%、高校で48%居り、「(1)あくまでクラブに残って活動する」「(2)予備校・塾などへ行くかも知れない」と言うのを上まわっている。

この辺に現在の受験体制のもとにおかれている中・高生の複雑な心境をのぞかせている。

41. 40で、(1)または(3)と答えた人に

あなたは、クラブの仲間がクラブの活動をやめて予備校ないし塾へ行ったとしたら、その人のことをどう思いますか。

中・高それぞれ「(3)良くないと思う」「(4)非常に良くないと思う」の合計は、32%、25%であるのに対して、「(1)そのようなことは個人の自由に任せられるべきである」「現在の受験体制のもとではやむを得ないと思う」の合計は50%、53%と比較的“寛容な”印象を与えている。

“物判りが良い”と言うか“都会の生徒の特徴”と言うか、比較的寛容である、と言えよう。

42. 40で(2)または(3)と答えた人に

あなたは、自分がクラブ活動をやめて予備校ないし塾へ行ったとしたらそのことをどう思いま

すか。

「(3)仲間に対してすまなく思う」と答えたものが、中学で31%、高校で29%となり、現状肯定的な解答(1)と(2)の合計)は中学では26%、高校では27%であり、わずかに、“現状をすまなく思う”と答えた者が多い。

このことは、現在の中・高校生が一応現状を客観的に把握しながら、一応妥当な判断を加えていると見て良いだろう。

いづれにしても、これは、社会のしくみ、家庭の考え方に影響される所が大きい。